

令和 4 年 度

松原市一般会計補正予算

(第 9 号)

令和 4 年度松原市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 4 年度松原市の一般会計の補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 4 0, 4 2 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 9, 7 8 1, 8 5 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 1 2 月 1 6 日 提出

松原市長 澤井 宏文

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		千円 13,742,862	千円 67,974	千円 13,810,836
	2. 国庫補助金	3,413,987	67,974	3,481,961
15. 府支出金		4,026,985	16,031	4,043,016
	2. 府補助金	683,626	16,031	699,657
19. 諸収入		868,876	56,418	925,294
	5. 雑入	806,822	56,418	863,240
歳入	合 計	49,641,430	140,423	49,781,853

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 議 会 費		千円 339,380	千円 400	千円 339,780
	1. 議 会 費	339,380	400	339,780
2. 総 務 費		4,312,892	16,130	4,329,022
	1. 総 務 管 理 費	3,256,223	10,337	3,266,560
	2. 徴 税 費	560,121	4,208	564,329
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	254,864	1,285	256,149
	4. 選 挙 費	196,916	200	197,116
	6. 監 査 委 員 費	21,589	100	21,689
3. 民 生 費		27,257,735	105,850	27,363,585
	1. 社 会 福 祉 費	11,073,812	5,812	11,079,624
	2. 児 童 福 祉 費	8,279,488	100,038	8,379,526
4. 衛 生 費		3,995,707	4,268	3,999,975
	1. 保 健 衛 生 費	2,079,198	1,906	2,081,104
	2. 清 掃 費	1,890,522	2,362	1,892,884
6. 土 木 費		2,917,926	5,388	2,923,314
	1. 土 木 管 理 費	210,031	2,715	212,746
	2. 道 路 橋 り よ う 費	676,571	500	677,071
	3. 都 市 計 画 費	414,161	1,973	416,134
	6. 住 宅 費	155,515	200	155,715
7. 消 防 費		1,337,699	7,278	1,344,977
	1. 消 防 費	1,337,699	7,278	1,344,977

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 教 育 費		千円 4, 105, 705	千円 1, 109	千円 4, 106, 814
	1. 教 育 総 務 費	546, 985	709	547, 694
	2. 小 学 校 費	577, 173	400	577, 573
歳 出	合 計	49, 641, 430	140, 423	49, 781, 853

令和 4 年度

松原市一般会計補正予算に関する説明書

(第 9 号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市 税	14,365,232 <small>千円</small>		14,365,232 <small>千円</small>
2. 地 方 譲 与 税	190,000		190,000
3. 利 子 割 交 付 金	15,000		15,000
4. 配 当 割 交 付 金	99,000		99,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	95,000		95,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	207,000		207,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	2,590,000		2,590,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	37,000		37,000
9. 地 方 特 例 交 付 金	100,500		100,500
10. 地 方 交 付 税	8,688,000		8,688,000
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	19,000		19,000
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	232,168		232,168
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	506,670		506,670
14. 国 庫 支 出 金	13,742,862	67,974	13,810,836
15. 府 支 出 金	4,026,985	16,031	4,043,016
16. 財 産 収 入	347,559		347,559
17. 寄 附 金	137,970		137,970
18. 繰 入 金	695,764		695,764

款	補正前の額	補正額	計
19. 諸 収 入	868,876 <small>千円</small>	56,418 <small>千円</small>	925,294 <small>千円</small>
20. 市 債	1,667,600		1,667,600
21. 繰 越 金	1,009,244		1,009,244
歳 入 合 計	49,641,430	140,423	49,781,853

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1. 議会費	339,380	400	339,780				400
2. 総務費	4,312,892	16,130	4,329,022				16,130
3. 民生費	27,257,735	105,850	27,363,585	84,005			21,845
4. 衛生費	3,995,707	4,268	3,999,975				4,268
5. 産業経済費	1,316,693		1,316,693				
6. 土木費	2,917,926	5,388	2,923,314				5,388
7. 消防費	1,337,699	7,278	1,344,977				7,278
8. 教育費	4,105,705	1,109	4,106,814				1,109
9. 公債費	3,982,693		3,982,693				
10. 予備費	75,000		75,000				
歳出合計	49,641,430	140,423	49,781,853	84,005			56,418

2. 歳 入

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 民 生 費 国庫補助金	千円 2,108,565	千円 67,974	千円 2,176,539	2. 児 童 福 祉 費 補 助 金	千円 67,974	出産・子育て応援交付金 千円
計	3,413,987	67,974	3,481,961			

(款) 15. 府支出金

(項) 2. 府補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費 府補助金	千円 575,586	千円 16,031	千円 591,617	2. 児童福祉費 補助金	千円 16,031	出産・子育て応援交付金 千円
計	683,626	16,031	699,657			

(款) 15. 府支出金

(款) 19. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 雑入	千円 806,799	千円 56,418	千円 863,217	1. 雑入	千円 56,418	雑入 千円
計	806,822	56,418	863,240			

3. 歳 出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明				
				特定財源			一般財源	区分			金額		
				国府支出金	地方債	その他							
1. 議会費	千円 339,380	千円 400	千円 339,780	千円	千円	千円	千円 400	3. 職員手当等	千円 400	勤勉手当	千円 400	人件費	千円 400
計	339,380	400	339,780				400						

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	千円 1,489,703	千円 10,337	千円 1,500,040	千円	千円	千円	千円 10,337	2. 給料 1,984	千円 一般職	千円 人件費	
								3. 職員手当等 8,353	千円 地域手当 237 期末手当 1,053 勤勉手当 7,063		
計	3,256,223	10,337	3,266,560				10,337				

(款) 2. 総務費

(項) 2. 徴税費

1. 税務総務費	560,121	4,208	564,329				4,208	2. 給料	900	一般職	人件費	4,208
								3. 職員手当等	3,308	地域手当 108 期末手当 200 勤勉手当 3,000		
計	560,121	4,208	564,329				4,208					

(款) 2. 総務費

(項) 2. 徴税費

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 戸籍住民 基本台帳費	千円 254,864	千円 1,285	千円 256,149	千円	千円	千円	千円 1,285	2. 給料 210	千円 一般職	千円 人件費	
								3. 職員手当等 1,075	地域手当 25 期末手当 50 勤勉手当 1,000		
計	254,864	1,285	256,149				1,285				

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

1. 選挙管理 委員会費	29,548	200	29,748				200	3. 職員手当等	200	勤勉手当	人件費	200
計	196,916	200	197,116				200					

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

(款) 2. 総務費

(項) 6. 監査委員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明				
				特定財源			一般財源	区分			金額		
				国府支出金	地方債	その他							
1. 監査委員費	千円 21,589	千円 100	千円 21,689	千円	千円	千円	千円 100	3. 職員手当等	千円 100	勤勉手当	千円 100	人件費	千円 100
計	21,589	100	21,689				100						

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

1. 社会福祉 総務費	2,372,219	5,812	2,378,031				5,812	2. 給料	1,350	一般職	人件費	5,812
								3. 職員手当等	4,462	地域手当 162 期末手当 300 勤勉手当 4,000		
計	11,073,812	5,812	11,079,624				5,812					

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 児童福祉 総務費	千円 425,638	千円 100,038	千円 525,676	千円 84,005	千円	千円	千円 16,033	10. 需用費 136	千円 19	千円 100,038	
								11. 役務費 352	千円 117		
								12. 委託料 3,850	千円		
								19. 扶助費 95,700	千円		
計	8,279,488	100,038	8,379,526	84,005			16,033				

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

1. 保健衛生 総務費	220,306	1,906	222,212				1,906	2. 給料	300	一般職	人件費	1,906
								3. 職員手当等	1,606	地域手当 36 期末手当 70 勤勉手当 1,500		
計	2,079,198	1,906	2,081,104				1,906					

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

(款) 4. 衛生費

(項) 2. 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 清掃総務費	千円 659,673	千円 1,362	千円 661,035	千円	千円	千円	千円 1,362	2. 給料 270	千円 一般職	千円 人件費	千円 1,362
								3. 職員手当等 1,092	地域手当 32 期末手当 60 勤勉手当 1,000		
2. 塵芥処理費	1,066,001	1,000	1,067,001				1,000	3. 職員手当等 1,000	勤勉手当	人件費	1,000
計	1,890,522	2,362	1,892,884				2,362				

(款) 6. 土木費

(項) 1. 土木管理費

1. 土木総務費	210,019	2,715	212,734				2,715	2. 給料	540	一般職	人件費	2,715
								3. 職員手当等	2,175	地域手当 65 期末手当 110 勤勉手当 2,000		
計	210,031	2,715	212,746				2,715					

(款) 6. 土木費

(項) 1. 土木管理費

(款) 6. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 道路橋りょう総務費	千円 77,979	千円 500	千円 78,479	千円	千円	千円	千円 500	3. 職員手当等	千円 500	勤勉手当 人件費	千円 500
計	676,571	500	677,071				500				

(款) 6. 土木費

(項) 3. 都市計画費

1. 都市計画 総務費	203,810	1,973	205,783				1,973	2. 給料	360	一般職	人件費	1,973
								3. 職員手当等	1,613	地域手当 43 期末手当 70 勤勉手当 1,500		
計	414,161	1,973	416,134				1,973					

(款) 6. 土木費

(項) 3. 都市計画費

(款) 6. 土木費

(項) 6. 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 住宅管理費	千円 155,515	千円 200	千円 155,715	千円	千円	千円	千円 200	3. 職員手当等	千円 200	勤勉手当	千円 人件費 200
計	155,515	200	155,715				200				

(款) 7. 消防費

(項) 1. 消防費

1. 常備消防費	1,087,519	7,278	1,094,797				7,278	2. 給料	1,740	一般職	人件費	7,278
								3. 職員手当等	5,538	地域手当 208 期末手当 330 勤勉手当 5,000		
計	1,337,699	7,278	1,344,977				7,278					

(款) 7. 消防費

(項) 1. 消防費

(款) 8. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
2. 事務局費	千円 286,793	千円 709	千円 287,502	千円	千円	千円	千円 709	2. 給料 90	千円 709	一般職 人件費	
								3. 職員手当等 619		地域手当 11 期末手当 108 勤勉手当 500	
計	546,985	709	547,694				709				

(款) 8. 教育費
 (項) 2. 小学校費

1. 学校管理費	424,157	400	424,557				400	3. 職員手当等	400	勤勉手当	人件費	400
計	577,173	400	577,573				400					

(款) 8. 教育費

(項) 2. 小学校費

給 与 費 明 細 書

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費					計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)				
補正後	長 等	4		41,635	21,217	4,997	67,849	9,965	77,814	
	議 員	18	140,730		60,610		201,340	43,357	244,697	
	そ の 他	1,125	101,023				101,023		101,023	
	計	1,147	241,753	41,635	81,827	4,997	370,212	53,322	423,534	
補正前	長 等	4		41,635	20,751	4,997	67,383	9,965	77,348	
	議 員	18	140,730		60,610		201,340	43,357	244,697	
	そ の 他	1,125	101,023				101,023		101,023	
	計	1,147	241,753	41,635	81,361	4,997	369,746	53,322	423,068	
比 較	長 等				466		466		466	
	議 員									
	そ の 他									
	計				466		466		466	

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給与費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(335) 766	491,376	2,920,292	2,624,871	6,036,539	1,139,400	7,175,939	
補 正 前	(335) 766	491,376	2,912,548	2,592,696	5,996,620	1,139,400	7,136,020	
比 較	(0) 0	0	7,744	32,175	39,919	0	39,919	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地 域 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	376,680	753,474	576,997
	補 正 前	375,753	751,589	547,634
	比 較	927	1,885	29,363

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	7,744	制度改正に伴う増加分	7,744	給料月額の上上げによるもの	
職 員 手 当	32,175	制度改正に伴う増加分	32,175	給料月額の上上げに伴う各手当への跳ね返り及び勤勉手当の支給月数の上上げによるもの	

(3) 給料及び職員手当の状況

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計(月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	(1.125) 2.15	(1.175) 2.25	(2.3) 4.4	有	勤勉手当の支給月数の引上げ 12月 0.95月→1.05月 (再任用職員 0.45月→0.5月) ※期末手当の支給月数の引下げに ついては、令和4年第1回定例会で 議決済 6月、12月 1.275月→1.2月 (再任用職員 0.725月→0.675月)
補 正 前	(1.175) 2.225	(1.175) 2.225	(2.35) 4.45	有	

議案第68号

松原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する
条例制定について

松原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第22号）

の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月16日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

松原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 松原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「375,000」を「376,000」に改める。

第8条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 松原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

（適用）

2 第1条の規定による改正後の松原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

（1） 第7条第1項の改正規定 令和4年4月1日

（2） 第8条第2項の改正規定 令和4年12月1日

（給与の内払）

3 第1条の規定による改正前の松原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

4 前項に定めるもののほか、新条例の規定による給与の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第69号

松原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例制定について

松原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第
19号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月16日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

松原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 松原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年
条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第2条 松原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次の
ように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4
月1日から施行する。

（適用）

2 第1条の規定による改正後の松原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に
関する条例（以下「新条例」という。）第5条第2項の規定は、令和4年12
月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 第1条の規定による改正前の松原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に
関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末
手当の内払とみなす。

（委任）

4 前項に定めるもののほか、新条例の規定による期末手当の支給に関し必要な
事項は、市長が定める。

議案第70号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

特別職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第12号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月16日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

（適用）

- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）第5条第2項の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、新条例の規定による期末手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第71号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年条例第20号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月16日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第23条の4第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

一般職給料表1表

職員の 区分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	

23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	

61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600		393,500			
95		295,200	343,100		394,100			
96		295,600	343,500		394,600			
97		295,800	343,700		395,200			
98		296,100	344,100		395,700			

99		296,500	344,500		396,300				
100		296,900	344,800		396,800				
101		297,100	345,100		397,300				
102		297,400	345,500						
103		297,800	345,900						
104		298,100	346,300						
105		298,300	346,800						
106		298,600	347,200						
107		299,000	347,600						
108		299,300	348,000						
109		299,500	348,500						
110		299,900	348,900						
111		300,300	349,200						
112		300,600	349,500						
113		300,800	350,000						
114		301,000							
115		301,300							
116		301,700							
117		301,900							
118		302,100							
119		302,400							
120		302,700							
121		303,100							
122		303,300							
123		303,600							
124		303,900							
125		304,200							
再任用 職員		187,700	235,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

一般職給料表 2 表

職員の 区分	級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職		円	円	円	円	円
	1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
	2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900

員	3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
	4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
	5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
	6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
	7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
	8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
	9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
	10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
	11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
	12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
	13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
	14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
	15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
	16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
	17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
	18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
	19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
	20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
	21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
	22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
	23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
	24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
	25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
	26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
	27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
	28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
	29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
	30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
	31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
	32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
	33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
	34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
	35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
	36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
	37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500
	38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
	39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
	40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600

41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600
42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600
45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500
46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400
50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800
54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400
56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100
57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800
58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600
59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400
60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100
61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800
62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500
63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200
64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900
65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500
66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000
67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500
68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000
69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400
70	215,800	253,100	282,500	311,300	
71	216,100	253,500	283,300	311,800	
72	216,400	253,900	284,000	312,300	
73	216,600	254,100	284,800	312,600	
74	217,000	254,500	285,500	313,100	
75	217,400	255,000	286,300	313,600	
76	218,000	255,500	287,100	314,000	
77	218,200	255,800	287,700	314,200	
78	218,700	256,200	288,200	314,500	

79	219,100	256,700	288,700	314,800	
80	219,500	257,200	289,100	315,100	
81	220,000	257,500	289,500	315,400	
82	220,300	257,800	289,900	315,700	
83	220,600	258,100	290,400	316,000	
84	221,000	258,400	290,900	316,300	
85	221,500	258,600	291,300	316,500	
86	221,900	258,800	291,900	316,900	
87	222,300	259,100	292,500	317,200	
88	223,000	259,400	293,100	317,400	
89	223,400	259,600	293,400	317,600	
90	223,900	259,800	293,900	317,900	
91	224,400	260,200	294,400	318,200	
92	224,800	260,400	294,800	318,500	
93	225,100	260,700	295,200	318,700	
94	225,500	261,100	295,700	319,000	
95	225,900	261,400	296,200	319,300	
96	226,200	261,700	296,700	319,500	
97	226,500	261,900	297,000	319,700	
98	226,900	262,200	297,400	320,000	
99	227,300	262,400	297,900	320,300	
100	227,700	262,700	298,400	320,500	
101	228,100	263,000	298,800	320,700	
102	228,500	263,200	299,200		
103	228,900	263,500	299,500		
104	229,300	263,800	299,800		
105	229,700	264,000	300,100		
106	230,200	264,200	300,500		
107	230,500	264,500	300,900		
108	230,900	264,700	301,300		
109	231,100	265,000	301,600		
110	231,500	265,300	302,000		
111	232,000	265,600	302,400		
112	232,400	265,800	302,700		
113	232,600	266,000	302,900		
114	233,100	266,300	303,200		
115	233,600	266,500	303,500		
116	234,100	266,700	303,700		

117	234,400	267,000	303,900		
118	234,800	267,300	304,200		
119	235,200	267,600	304,500		
120	235,600	267,900	304,700		
121	236,000	268,100	304,900		
122		268,300	305,200		
123		268,600	305,500		
124		268,900	305,700		
125		269,100	305,900		
126		269,300	306,200		
127		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			
137		272,100			
再任用 職員	193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

備考 この表は、単純労務職員に適用する。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条の4第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

(1) 別表第1の改正規定 令和4年4月1日

(2) 第23条の4第2項第1号及び第2号の改正規定 令和4年12月1

日

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定による給与の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

